重大学社会科学学会会則

第一条 本会は、三重大学社会科学学会と称する。

本会は、法律、政治、経済、経営、会計、その他隣接 本会の事務所は、三重大学人文学部社会科学科に置く。

諸科学に関する諸問題を調査研究することを目的とす

前条の目的を達成するため、本会は次の業務を行う。 機関誌等の発行

講演会・研究会等の開催

その他評議員会において適当と認めた業務 他大学・学会及び他の調査研究機関との交流

第四条 本会は、次の会員をもって組織する。

学生会員 普通会員 三重大学人文学部社会科学科の教官

Ξ 特別会員 三重大学人文学部社会科学科の学生

学部社会科学科の卒業生で、評議員会の承認した 普通会員以外の三重大学の教官及び三重大学人文

賛助会員

四

個人または団体 本会の趣旨に賛同する者で、評議員会の承認した

本会の業務を遂行するために次の役員を置く。 会長 一名 会長は、 任期は二年とし、普通会員の互選による。 本会を代表して、会務を統轄する。

第五条

決定する。 評議員は、 評議員は、普通会員をもってあてる。 評議員会を構成し、本会の重要事項を 評議員

Ξ 運営委員 五名

運営委員は、本会の運営及び機関誌の編集にあた

任期は二年とし、評議員の互選による。

学生論集編集委員 若干名 の互選により運営委員長を選出する。

四

学生論集編集委員は、学生会員の推薦により、学

学生論集編集委員は、学生論集の編集にあたる。

生会員の中から選出する。

監事 二名

五

任期は二年とし、普通会員の互選による。 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

会費は次のとおりとする。

学生会員 普通会員 年額二、五〇〇円 年額五、〇〇〇円

特別会員 年額五、〇〇〇円

賛助会員 個人会員 団体会員 年額一□一○、○○○円

第七条 会員は、機関誌の配布を受け、学会主催の講演会・研 二 学生会員は、在学期間中の全会費を入学時に一時に納 めるものとする。

うに必要な便宜を与えられる。 究会等に出席することができるほか、調査研究活動を行 総会を毎年一回開か

第八条 なければならない。 業務及び会計の年次報告のため、

第九条 総会は、本会則の細則を定めることができる 本会則の改正は、総会の決議による。

則

附則 本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和六三年一二月七日から施行する。